平成２８年（フ）第２号
大分県日田市大字三和17番地１ニュークレストールソフィアＡ101号
債務者　藤原　仁美（旧姓増永）
1　決定年月日時　平成28年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２８年（フ）第３号
大分県日田市大字日高2859番地
債務者　大関　智宏
1　決定年月日時　平成28年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２８年（フ）第４６号
沖縄県浦添市沢岻２丁目19番11－501号イーエムマンション
債務者　上村久美子（旧姓嘉陽）
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第７号
熊本県八代市千丁町新牟田1409番地13、前住所熊本市中央区平成３丁目17番10－205号ドゥアンディオール
債務者　新屋敷智聖（旧姓川上）
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第２号
島根県大田市大田町大田口1307番地１　市営山崎住宅２－１
債務者　大谷　保正
1　決定年月日時　平成28年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第１０６９号
東京都板橋区中台３－５－22　エスプラ上板橋105、住民票上の住所東京都板橋区中台３丁目５－22　エスプラ上板橋118
債務者　高田ゆめか
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１１２号
東京都港区海岸３丁目13－１－606
債務者　村重　真理
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１４３号
東京都練馬区大泉町４丁目２－12
債務者　川又　知子
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１４５号
東京都杉並区和田１丁目43－31
債務者　尾崎いずみ
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１４７号
東京都新宿区北新宿４丁目４－１－305
債務者　乙幡美奈代
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１５１号
東京都豊島区千早４丁目６－９－202
債務者　前田　　實
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１６０号
千葉県八千代市八千代台東３－８－１　石井方、住民票上の住所千葉県八千代市八千代台東３丁目８－１
債務者　出野　孝志
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１６１号
東京都日野市富士町１－31－504
債務者　原　慎一郎
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１６２号
千葉県千葉市若葉区みつわ台５丁目29－４－403
債務者　山崎　裕子（旧姓松下）
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１７１号
東京都西東京市下保谷４丁目10－６－203
債務者　十河　正行
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部